

重要事項説明書

「重要事項説明書」は、契約を検討する利用者又は利用者の家族及びその代理人に対して、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省第38号）」第4条の規定に基づき、事業者が予め説明するものです。

（１）法人の概要

法人名	株式会社はあーと介護サービス
代表者氏名	代表取締役 篠原 啓志
本社所在地	京都府長岡京市長法寺祭ノ神 3-1-2
電話番号	075-957-3366
FAX番号	075-957-3555

（２）事業所の概要

事業所名	はあーと介護サービス
所在地	京都府長岡京市長法寺祭ノ神 3-1-2
指定事業所番号	京都府指定 2673000325 号（訪問介護・介護予防訪問介護）
その他指定	介護予防・日常生活支援総合事業（長岡京市）
管理者	篠原 啓志（介護福祉士）
サービス提供責任者	3人
電話番号	075-957-3366
FAX番号	075-957-3555
事業所の 通常の範囲の実施地区	向日市・長岡京市・大山崎町の全域 京都市西京区大原野地区・大枝地区
事業所の営業日	月～金曜 ※8月14日～8月16日・12月29日～1月3日と祝日を除く
事業所の営業時間	午前9時～午後5時
サービスの提供日	年中無休
サービスの提供時間	午前7時から午後9時まで ※時間外でも利用者の依頼があれば、可能な限りサービス提供に応じることが出来ます。
事業所の その他の事業	・障害者総合支援法による 居宅介護・重度訪問介護・行動援護・移動支援事業 ・自費サービス ※これらの利用は別途契約が必要です。

（３）事業の目的と運営方針

事業の目的 及び運営方針	・介護保険法及び利用者との契約内容に従い、可能な限りその居宅での生活において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴・排泄・食事の介助その他の生活全般にわたる援助を行います。 ・訪問介護サービスの提供にあたっては、居宅介護支援事業所とその他関連機
-----------------	--

	関との密接な連携に努めます。
--	----------------

(4) 事業所の管理体制

従業員の員数及び職務の内訳は次の通りとする。(2025 年 11 月現在)

	人 数 (人)	内 訳	
		常 勤 (人)	非 常 勤 (人)
(1) 管理者	1	1	0
(2) サービス提供責任者	3	3	0
(3) 訪問介護員	26	1	25
(4) 事務職員	2	2	0

※管理者 1 名は事務職員を兼務 ※サービス提供責任者 1 名は事務職員を兼務

(5) 管理体制ごとの役割

管理者	事業所の業務を統括し、事業所の従業員に対して法令などを遵守させるために必要な指揮管理する。
サービス 提供 責任者	利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、サービスの支援計画書を作成し、利用者又はその家族に内容を説明する。 支援の日程調整、訪問介護員に対し技術指導や介護サービスを管理する。
訪問 介護員	管理者やサービス提供責任者の指揮管理の下で支援計画の内容に沿って介護サービスの提供をする。
事務職員	管理者の指揮管理の下で事務を行う。(うち 1 名は管理者が兼務)

(6) 事業所の第三者評価について

第三者評価の実施 ・ ・ ・ 有 ・ 無

(7) 提供する介護サービスとその利用料やその他の費用

①サービスの種類（サービス内容の詳細は契約書の第 1 条に記載）

訪問介護	身体介護・生活援助
介護予防・ 日常生活支援総合事業	訪問型サービスⅠ・訪問型サービスⅡ・訪問型サービスⅢ
長岡京市 保険外サービス介護券	身体介護・生活援助、身の回りの簡単な手伝いなど

②サービス利用料の料金の目安は契約書の第 2 条をご覧ください。

③ヘルパーが利用者宅に訪問に要する交通費は、通常の実施地区範囲内は原則無料ですが、実施地区内でも一部例外があります。詳細は契約書第 3 条②をご覧ください。

④ヘルパーがサービス提供に際し使用した水道光熱費や電話代などの費用は利用者負担になります。

⑤ヘルパーができない禁止事項は次の通りです。

話し相手のみ 家族支援 ペットの世話 本人が使わない部屋の掃除 大掃除やおせち料理作り 庭の手入れ 車の掃除 来訪者の接客 医療行為 理容行為 利用者を乗せる車の運転 金品の貸し借り アルコール提供 銀行口座の手続きや現金出入れ ヘルパーとの個人的な連絡先の交換 賭け事に関すること・

公的機関や担当のケアマネージャーが認めてないサービス内容

(8) サービス利用計画の作成について

担当のサービス提供責任者が、ケアマネージャーの支援計画に基づき利用者様が直面している課題などを把握し利用者様の希望も踏まえて訪問介護計画書（介護予防・日常生活支援総合事業のサービス計画）を作成し、利用者の同意を頂きます。またその目標達成状況などを評価します。

(9) 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画（介護予防支援計画）を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をするなどの必要な措置を講じます。

(10) 事故発生時等における対応方法

サービス提供中に事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに利用者様の緊急時連絡先（ご家族等）、や居宅サービス計画（介護予防支援計画）を作成した居宅介護支援事業者、必要によっては市町村及び京都府にも連絡を行います。

(11) 個人情報の保護及び秘密の保持について

従業者は正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又は家族の個人情報を漏らしません。詳細は契約書に記載します。

(12) サービス利用に当たっての留意事項

サービス利用の際は介護保険被保険者証を提示してください。

また、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）及び被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

(13) 介護支援業務に関する苦情・相談の対応

①はあーと介護サービスは苦情・相談に関する常設窓口として相談担当者を設ける。

常設担当者	篠原 啓志	
常設窓口	電話 075-957-3366	FAX 075-957-3555

②公共機関での相談・苦情窓口

地 域	利用日時・電話番号
京都市西京区役所 健康長寿推進課介護保険担当	月～金曜 9時～17時 075-381-7638
京都市西京区洛西支所	月～金曜 9時～17時

健康長寿推進課介護保険担当	075-332-9274
向日市	月～金曜 8時30分～午後5時30分
健康福祉部高齢化介護課	075-931-1111（代表）
長岡京市	月～金曜 9時～17時
健康福祉部高齢介護課	075-955-9713
大山崎町	月～金曜 9時～17時
健康課高齢介護係	075-956-2101（代表）
京都府	月～金曜 9時～17時
国民健康保険団体連合会	075-354-9090
京都府福祉サービス	月～金曜 8時45分～17時15分
運営適正化委員会	075-252-2152

（１４）虐待の防止について

高齢者及び障害者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、対策を検討する「虐待防止員会」を設置し、「虐待防止責任者」と「虐待防止受付担当者」を配置します。

身体拘束等の適正化のため「身体拘束などの禁止」の規定を設けます。

以上、事業所の説明者は「重要事項説明書」の内容について説明を行いました。

この「重要事項説明書」は、利用者（契約をご検討中の方を含む）と事業者が２通に署名捺印の上、双方が１通ずつ保有するものとします。

事業者 京都府長岡京市長法寺祭ノ神３－１－２
株式会社 はあーと介護サービス 代表取締役 篠原 啓志

説明者 サービス提供責任者

私は「重要事項説明書」に記載された内容の説明を受け同意し、受領いたしました。

利用者
氏名

家族又は代理人 ※ご本人以外の方が署名する場合のみ書いて下さい。

氏名